

第1部 計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格及び役割
- 3 計画の期間等
- 4 計画の構成



第1部 計画の概要

1 策定の趣旨

未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、子ども・子育て支援に県を挙げて取り組むため、平成31（2019）年1月に、とちぎの子ども・子育て支援条例（以下「子育て支援条例」という。）を施行しました。

この子育て支援条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を進めるため、「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」を策定します。

2 計画の性格及び役割

この計画は、子育て支援条例第10条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画として位置付け、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示します。併せて、本計画は、次の7つの計画の性格を持つとともに、他の関係計画と調和のとれたものとします。

1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法第62条)

3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

4 都道府県子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

5 都道府県社会的養育推進計画
(都道府県社会的養育推進計画の策定についてH30年7月6日子発0706第1号)

6 母子保健計画(母子保健計画についてH26雇児発第0617第1号)

7 都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)
*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付けます。

<他の関係計画>

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ・とちぎ元気発信プラン | ・栃木県保健医療計画 |
| ・とちぎ創生15戦略 | ・とちぎ健康21プラン |
| ・とちぎ青少年プラン | ・とちぎ障害者プラン21 |
| ・とちぎ男女共同参画プラン | ・栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画 |
| ・栃木県地域福祉支援計画 | ・栃木県教育振興基本計画 など |

③ 計画の期間等

この計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

④ 計画の構成

この計画の構成は、計画本体、教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）、及び栃木県社会的養育推進計画（別冊）です。

